

No.302  
2018  
5/9



# はちおうじ

JR東労組  
八王子地本  
八王子地本  
ホームページ  
「東労組八王子」で検索



申22号 5月9日 「運転台前方カメラシステムに関わる取扱い変更」に関する申し入れを行う!

## 申し入れ内容

「運転台前方カメラシステム」においては、労使議論を経て、人身事故等発生時の事件性有無の判断及び運転再開までの時間短縮を目的として乗務員の心理的負担とせずに警察等が画像確認を行うことを明確に定めてきました。

今回、2013年5月17日より実施してきた取扱いに加え、人身事故に限らず、地上設備や沿線の状況等の確認のため運行中に画像確認が必要と判断した場合は、運行中における画像確認、車両センター等の留置車両における画像確認を行うことに変更としています。その場合に、新たに「画像確認者の指定」「報告」をマニュアル化されています。

今回の見直しを行うことで、沿線の状況確認による災害等の未然防止及び二次災害の防止、輸送障害の拡大防止、迅速な復旧作業の実施が図られると謳われていますが、どのようなことを想定しているのか具体的に示されていません。また、関係する組合員に対する周知や教育が十分に行われていない中で取扱いだけが先行して変更されていくのでは現場第一主義とはかけ離れています。いつ、誰が、どのような事象においてこのような取扱いを判断し指示をするのか、明確化する必要があります。現場従事者が取扱い規程を十分理解してこそ安全をつくる使命を果たすことができるのです。

したがって下記の通り申し入れを行い、今後会社と真摯に議論してまいります。

### 記

1. 運転台前方カメラシステムに関わる取扱い変更を行う根拠を示すこと。
2. 人身事故に限らず、地上設備や沿線の状況等の確認のため運行中に画像確認が必要と判断した場合とは、どのようなことを想定しているのか具体的に示すこと。
3. 運行中に画像確認が必要と判断した場合には、運行中に確認せずに抑止手配を実施したうえで実施すること。なお、画像確認を行う場合は、乗務員が操作を行わずに画像確認者として指定された者が取扱うこと。
4. 関係社員への教育を確実に行ったうえで実施すること。

人身事故以外の事件・事故・その他災害を含めた  
運転に支障を及ぼす事象まで拡大することにより  
過度な負担を強いる取扱い変更であれば認められない!!